

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
1	森づくり推進課	方法書 P103	<p>地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。</p> <p>森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。</p> <p>また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。</p> <p>地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。</p>	<p>・地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行います。</p> <p>・森林法第10条の8の規程による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出いたします。</p> <p>・森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出いたします。</p> <p>・地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出いたします。</p>
2	木材増産推進課		<p>計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。</p> <p>補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。</p> <p>このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。</p>	<p>森林を森林以外の用途に転用する場合は、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を事前に確認いたします。</p>
3	治山林道課	<p>方法書 P91,P92,P153,P154,P157,P206,P207,P208,P209,P224,P320,P322,P331,P332,P336,P339,P347</p> <p>要約書 P18,P21</p>	<p>保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。</p> <p>保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要で、</p> <p>地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。</p> <p>なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林解除ではなく、作業許可により開発が可能です。</p> <p>また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールをこえるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールをこえる場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。</p>	<p>・保安林については、開発行為の内容等により、保安林の指定の解除手続きや作業許可の申請を行うようにいたします。</p> <p>・また、地域森林計画の対象となっている民有林において、ご指摘いただいた開発行為を実施する場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受けるようにいたします。</p>
4	新エネルギー推進課	<p>方法書 P258 表6.2-2(14)~P261 表6.2-2(17)</p> <p>全般</p>	<p>風車の稼働に伴う騒音および超低周波音については、地域住民の安全と健康を守るために、国の基準だけでなく、超低周波音に起因する健康への影響について、最新の知見に基づいて評価を行うことを検討してください。また、それらを考慮した風車の配置とすることを、検討してください。</p> <p>調査、予測及び評価結果は、地域住民等の求めに応じ、わかりやすく説明し、理解を得られるように努めてください。</p>	<p>風車の稼働に伴う騒音及び超低周波音については、地域住民の安全と健康を守るために、国の基準だけでなく、超低周波音に起因する健康への影響について、最新の知見に基づいて評価を行うことを検討してまいります。また、それらを考慮した風車の配置となるよう検討してまいります。</p> <p>調査、予測及び評価結果は、地域住民等の求めに応じ、分かりやすく説明し、理解を得られるよう努めてまいります。</p>
5	環境対策課	<p>方法書 P135</p> <p>方法書 P134,P135,P139</p>	<p>原文 【土佐清水市に振動規制地域の指定があるが、…】 土佐清水市に振動規制地域の指定はありません。</p> <p>市告示の記載がありません。</p>	<p>図書作成時に土佐清水市環境課(4月以降は市民環境室に変更)にヒアリングを行った際、市内の一部地域に振動規制地域の指定があるご回答をいただいておりますが、このような記載としておりましたが、改めて確認したところ、ご指摘のとおり土佐清水市において振動規制地域の指定はございませんでした。準備書においては最新の情報を改めて確認し、正しい情報を記載いたします。</p> <p>図書作成時に土佐清水市環境課(4月以降は市民環境室に変更)にヒアリングを行った際、騒音、振動及び悪臭の規制基準について土佐清水市では告示を出していないご回答をいただいておりますが、改めて確認したところ、騒音及び悪臭について告示が出ていることをご教示いただきました。準備書においては最新の情報を改めて確認し、正しい情報を記載いたします。</p>

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
6	環境共生課		(1)高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議のうえ、保全の措置をとること。	高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が対象事業実施区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議を行い、必要に応じて保全の措置を行います。
			(2)調査方法について、県内の専門家の意見を聞くよう配慮をお願いします。(魚類・底生動物・昆虫類についての意見聴取がないため)	魚類・底生動物・昆虫類の調査方法について、調査開始前に県内の専門家等の意見を伺います。
			(3)事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物が生息・生育する可能性がある場合は、事業施工にあたっては、希少野生動植物への配慮をお願いします。	事業の実施における希少野生動植物の生息・生育環境への影響に関しては、影響の回避・低減に努め、希少野生動植物に配慮してまいります。
			(4)【高知県希少野生動植物保護条例第5条】事業施工にあたっては、計画区域及びその周辺において、希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生動植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。	事業の実施における希少野生動植物の生息・生育環境への影響に関しては、高知県希少野生動植物保護条例に記載のとおり、影響の回避・低減に努め、希少野生動植物に配慮してまいります。
			(5)ニホンジカの食害被害が多い地域であるため、餌場や通行経路となる草地を作らないなど、希少野生植物への食害を拡大させない配慮をお願いします。	ニホンジカの食害被害対策として、餌場や通行経路となる草地を作らないなど、希少野生植物への食害を拡大させないよう配慮に努めます。
			(6)対象事業実施区域付近で国内希少野生動植物種であるクマタカの生息が確認されたとの情報があるため、今後の手続においては、クマタカ等の希少猛禽類の生息について十分に調査を行うとともに、影響が確認される際には、その影響を回避又は極力低減してください。	今後の手続においては、クマタカ等の希少猛禽類の生息について十分に調査を行うとともに、その影響を回避又は極力低減出来るよう事業計画を検討してまいります。
7	用地対策課	要約書 P3	<p>1.土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届けてください。</p> <p>(取引の規模:面積要件)</p> <p>① 市街化区域 2,000㎡以上</p> <p>② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上</p> <p>③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>2.開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。</p> <p>相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重 	土地取引の契約をした際は、必要事項を記入した知事宛の届出書に必要な書類を添付し、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出いたします。
8	防災砂防課	方法書 P153	対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。	砂防指定地内で、掘削等の治水上砂防の観点から影響がある行為をする場合は、高知県砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を取得いたします。
			対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。	・急傾斜地崩壊危険区域内で、急傾斜地の崩壊を助長、又は誘発する恐れのある行為をする場合は、高知県急傾斜地崩壊危険区域の指定地管理規則第3条第1項の規定に基づき、知事の許可を取得いたします。
		方法書 P156	土砂災害危険区域について、指定が無い場合でも今後指定される可能性があります。高知県防災砂防課のホームページで、基礎調査の結果を公表していますので、確認をお願いします。	・土砂災害警戒区域については、高知県防災砂防課ホームページを参照し、最新の情報を確認いたします。
		方法書 P13	工事用資材等の搬出入路として予定している既存道路について、既存道路を拡幅する場合でも、砂防指定地内、急傾斜地崩壊危険区域内であれば、知事の許可を要する場合があります。	・工事用資材等の搬出入路として予定している既存道路について、砂防指定地内及び急傾斜地崩壊危険区域内で拡幅する場合は、知事の許可を取得いたします。

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
9	鳥獣対策課	方法書 P70表3.1-28 P146 P183	原文 誤【期限の欄 平成32年11月14日】 正【期限の欄 令和2年11月14日】	ご指摘のとおり修正いたします。
10	工業振興課		方法書に対する意見等は特にありません。 その他計画に関する意見等は以下のとおりです。 ◎根拠法令等 ①採石法(高知県工業振興課所管) ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課所管) 1. 特に問題はありません。ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けます。 ※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。 ただし書きに該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。	承知いたしました。
			2. 事業実施想定区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。鉱業権については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認してください。	対象事業実施区域内における鉱業権の設定状況については、四国経済産業局へ確認いたします。
11	農業基盤課	要約書 P3	本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行ってください。	施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行います。
12	漁業管理課	方法書 P111 要約書 P17	水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。 根拠法令等 ・水産資源保護法第4条第2項第4号 ・高知県内水面漁業調整規則第24条第1項	水産資源保護法及び高知県水面漁業調整規則に規定されているとおり、開発に係る排水について十分に管理するようにいたします。
13	土佐清水市		騒音、超低周波音に係る影響が懸念されており、環境への影響の回避を最優先していただくとともに、地域住民等に対し積極的な情報提供を行い、分かりやすく丁寧な説明を実施し、理解を得られるよう努め、地域住民等からの意見を十分配慮していただくよう意見します。	風車から発生する騒音及び超低周波音について、風車は風を受けて回転するものであり、風力発電事業として風車を設置する以上、環境への影響を回避、つまりゼロにすることは難しいと考えております。今後の環境影響評価手続きを通じ、影響を可能な限り低減出来るよう、事業計画を検討してまいります。地域住民等に対し積極的な情報提供を行い、分かりやすく丁寧な説明を実施し、理解を得られるよう努め、地域住民等からの意見を十分配慮するよう努めてまいります。
14	三原村		事業計画区域内で他事業者の計画もあり、環境影響が適切に評価されない恐れがあるため、今後、十分に検討していただき、住民の生活環境等への影響を適切に調査及び評価を実施していただきたい。 また、地域住民の意見を十分に配慮し、理解を得られるよう努めていただきたい。	他事業者の計画は環境影響評価手続中ではあるものの、長らく計画の進展が見られないことから、他事業者の計画に進展が見られた場合においては、可能な範囲で他事業者と事業計画に係る情報共有・情報収集を行います。本事業と他事業との累積的な影響の評価については、他事業の計画が明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施してまいります。 地域住民の皆様のご意見に十分配慮し、理解を得られるよう努めてまいります。